

市内飲食店等の営業時間短縮に協力金を支給

県の特別警報が拡大され、三条市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等を対象とした営業時間短縮の協力要請がされました。

これを受け、当市は、酒類を提供する飲食店等を運営する事業者に対し、感染防止対策を徹底し、時短要請に協力いただいた場合に「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。

【本件のポイント】

- 三条市内の時短要請に協力いただける酒類を提供する飲食店等に協力金を支給

【本件の概要】

1 特別措置法に基づく協力要請の内容

要請期間	9月3日（金）0時から9月16日（木）24時まで ※感染状況によっては期間を変更することがあります。
対象施設	食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設 (1) 接待を伴う飲食店※風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 【具体例】キャバレー、スナック、パブ等 (2) 酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む） 【具体例】居酒屋、レストラン、バー等
要請内容	(1) 県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中を含む）に該当する飲食店 午前5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時まで） (2) (1)以外の飲食店 午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時まで） ※従前より、上記の時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(1) 支給要件

- ・ 9月2日（木）以前から営業実態があり、申請時点において営業を継続していること
- ・ 要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと

(2) 支給額

- ・売上高又は売上高の減少額に応じて額を決定します。
- ・支給額は 35 万円 (2.5 万円×14 日) から最大 105 万円 (7.5 万円×14 日) まで支給します。

(3) 申請期間

要請期間終了後から開始 (9 月 17 日予定) ※終了時期は未定

(4) その他

- ・協力金は、県補助金 (10 分の 10) を財源として市が支給します。
- ・感染症対策と時短協力の状況確認の見回りを実施します。
- ・専用ダイヤルを設置します。(三条市時短協力金問合せ：0256-34-5547)

3 飲食店を支援する取組を実施

時短要請の開始に伴い、改めて、飲食のテイクアウトなどを促す取組を検討しています。詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。